

# 大企業等のスタートアップ連携・調達加速化 事業説明

2025/9/10時点

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

# 大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業の全体像

- NEDOは、2025年4月30日に経済産業省が公開した「共創パートナーシップ 調達・購買ガイドライン」\*1の下、革新的な技術の研究開発に取り組んでいるディープテック・スタートアップと、その製品・サービスの調達・購買を希望する大企業等を対象に、本格的な調達・購買に至るために必要となる研究開発の支援を行います。

## 今回の対象事業

### HiP\*2 フェーズ

共創テーマの設定及びパートナー形成

調達・購買関係となる大企業等とスタートアップとのパートナー形成を支援する事業

戦略課題



大企業等

パートナー  
形成

支援

ディープテック・  
ソリューション



スタートアップ

伴走支援者等  
(採択事業者)

委託



### PoP\*3 フェーズ

スタートアップの製品検証

本格調達・購買を見据えた、製品カスタマイズや製品検証に係る研究開発を支援する事業

戦略課題



大企業等



ディープテック・  
ソリューション



スタートアップ

コンソーシアム

補助



### 本格調達・購買

調達・購買の加速化や持続的な連携促進、エコシステムの活性化

戦略課題



大企業等

→  
調達・購買

←

ディープテック・  
ソリューション



スタートアップ

\*1: <https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250430003/20250430003.html>

\*2: HiP: Hypothetical-issue identification and Partnering

\*3: PoP: Proof of Product

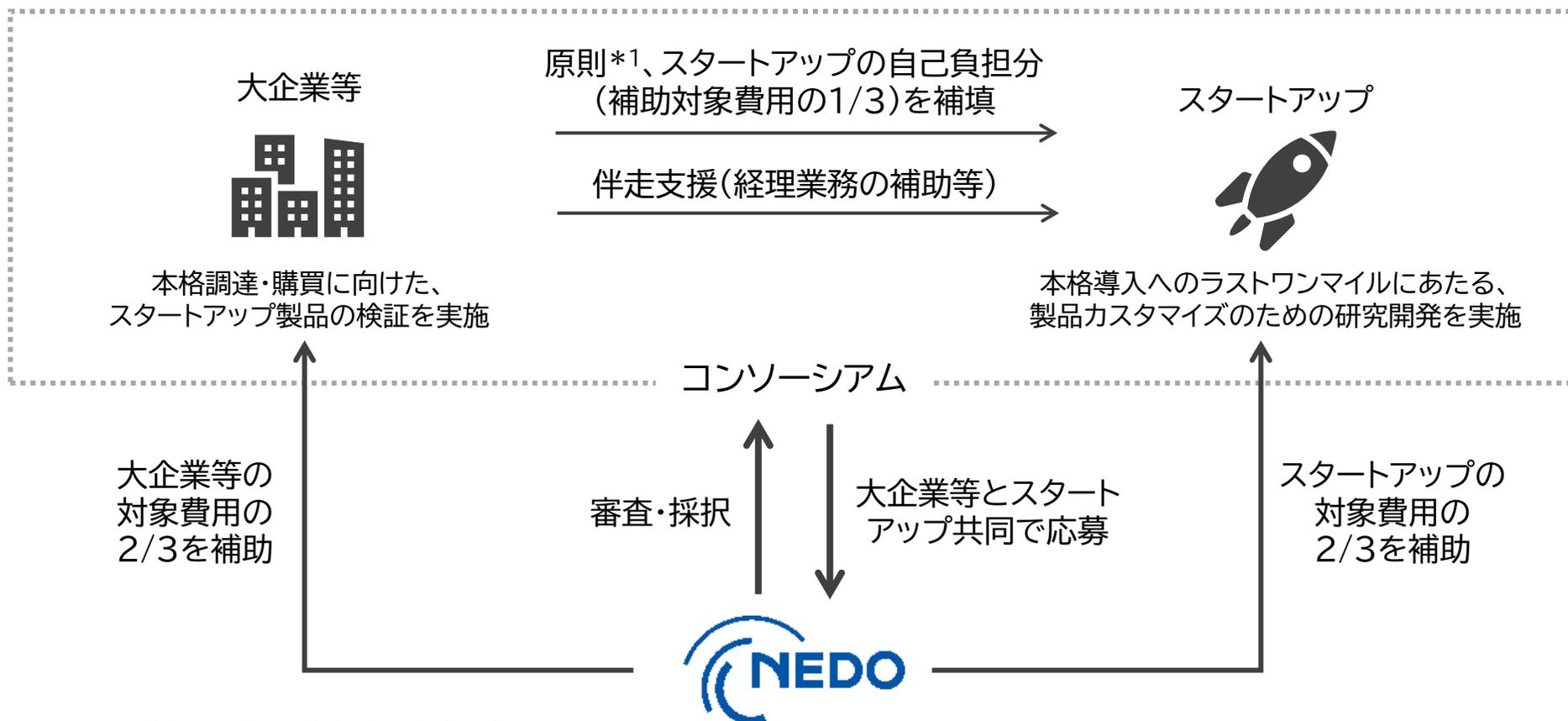
# PoPフェーズの概要

- PoPフェーズでは、本格的な調達・購買に至るための“ラストワンマイル”段階にあたる製品カスタマイズや製品導入検証に対する支援として、以下の事業を行います。

補助対象費用上限(事業全体の規模):1.5億円※

なお、補助対象費用全体のうち、70%以上はスタートアップの費用であることが必要

※「GXリーグ参画企業に求める取組」と同様のGXに係る取組を実施する場合は上限を5億円にする予定



\*1 スタートアップ側による辞退の意向がある場合は除く

# 応募要件(スタートアップ)

- 以下の全ての要件を、vii.を除き応募時点から補助事業終了時点まで満たすことができるスタートアップを対象とすることを検討しています。

No.	要件(案)
i	日本に登録されている民間企業であって、大学・研究機関・企業等から生まれた技術シーズを元に社会課題解決や経済成長の実現にも資する研究開発を行っており、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。また、未上場の事業者であること。
ii	補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
iii	当該補助事業者が遂行する補助事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
iv	中小企業基本法等に定められている中小企業に該当する法人であってかつ、みなし大企業に該当せず、直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないもの。
v	大企業の持分法適用会社ではないこと。
vi	事業会社や資金調達のための関連法人、経営者の資産保有型会社又は資産運用型会社等からの出資がある場合、当該法人による持株比率が50%未満かつ非連結対象であること。なお、事業会社の出資による取得株式には、事業会社の投資事業有限責任組合員としての所有に属する分を含む。ただし、提案者と経営の一体性があるとみられる法人からの出資により本項に抵触する場合等には、提案書類中、「応募に係る要件確認に対する説明書」及び「添付書類(会社定款、取締役名簿、株主名簿等)を提出すること。この場合、NEDOは、提案者との経営の一体性の有無を勘案し、本要件の充足可否を判断する。
vii	応募時点で、原則として、設立から15年以内の企業であること。
viii	提案時点における直近の財表等により、売上高研究開発費割合が5%以上の企業であることが確認できること。
ix	反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。
x	技術研究組合ではないこと。
xi	別途NEDOが実施している、「ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業(NEP)」を実施中の者は、本事業の採択決定日から1ヶ月以内に当該実施中の事業を終了すること。
xii	補助事業の事務処理については、NEDOが提示する「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアルに基づき実施すること。

なお、J-Startup、J-Startup地方版、J-Startup Impactに認定されている企業であり、財務状況等により親会社からの資金支援を受けることのできない者の場合、上記の要件のうち、iv.に掲げるみなし大企業や、v.に掲げる大企業の持分法適用会社、vi.に掲げる出資の態様に該当する場合であっても、応募することを可能とする想定です。

# 応募要件(大企業等)

- 以下の全ての要件を、応募時点から補助事業終了時点まで満たすことができる大企業等を対象とすることを検討しています。

No.	要件(案)
i	日本に登録されている民間企業であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。
ii	補助事業期間においてスタートアップに対し事業目的に沿った伴走支援を行う能力を有すること。また、事業期間中にスタートアップに対し伴走支援可能な体制を構築・維持すること。
iii	採択にあたっては、「共創パートナー」として、スタートアップとともにNEDOホームページ上で社名が公表されることに同意すること。
iv	補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
v	スタートアップ側による辞退の意向がない限り、スタートアップの自己負担額を補填すること。
vi	補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有し、スタートアップの経理処理についても随時助言・監督を行うこと。
vii	補助事業の事務処理については、NEDOが提示する「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアルに基づき実施すること。
viii	反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。
ix	倫理綱領に同意すること。

# 応募要件(スタートアップと大企業等の両者)

- 以下の各要件について、PoPフェーズでは i .から vi.を、「GXリーグ参画企業に求める取組」と同様のGXに係る取組を実施する場合は i .から vii.を、iv.を除き応募時点から補助事業終了時点まで満たすことができるスタートアップ・大企業のコンソーシアムが対象とすることを検討しています。

No.	要件(案)
i	補助事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
ii	補助対象事業終了後の事業化を達成するために必要な能力を有すること。
iii	補助事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査に御協力いただけること。
iv	応募時点において大企業等のスタートアップに対する出資による株式取得が行われていないこと。取得株式には、大企業等の投資事業有限責任組合員としての所有に属する分を含む。
v	スタートアップと大企業等との間で初期購買趣意書、または、それに準ずる購買・調達を行う意向が確認できるような書類を双方合意の上で取り交わしていること。
vi	スタートアップと大企業等との間で初期購買モデル契約書、または、それに準ずる調達・購買に係る契約書が確認できること。もしくは、調達・購買に係る契約締結への宣誓書を確認できること。
vii	補助事業の実施を通じ、「GXリーグ参画企業に求める取組」と同様のGXに係る取組を実施することを想定し、現在実施している内容及び交付決定した場合において実施する内容を別途定める申告書に記載し、これを提出すること。また、別途定める申告書には、補助事業の実施を通じて実施する予定のCO2排出削減のための取組を記載すること(補助事業で実施した研究開発及びその成果の事業化を通じたCO2の排出削減効果を定量的に推計・算定し、推計・算定した当該効果を含めること。また、推計・算定する際に用いた根拠や考え方、マイルストーンと、補助事業期間中の研究開発やその成果の事業化の項目との関係性も具体的に記すこと。)。なお、当該取組が国内の排出削減に効果がない提案であれば対象外となることや、当該記載内容が採択審査の対象となることに留意されたい。

# 応募要件(補助対象事業)

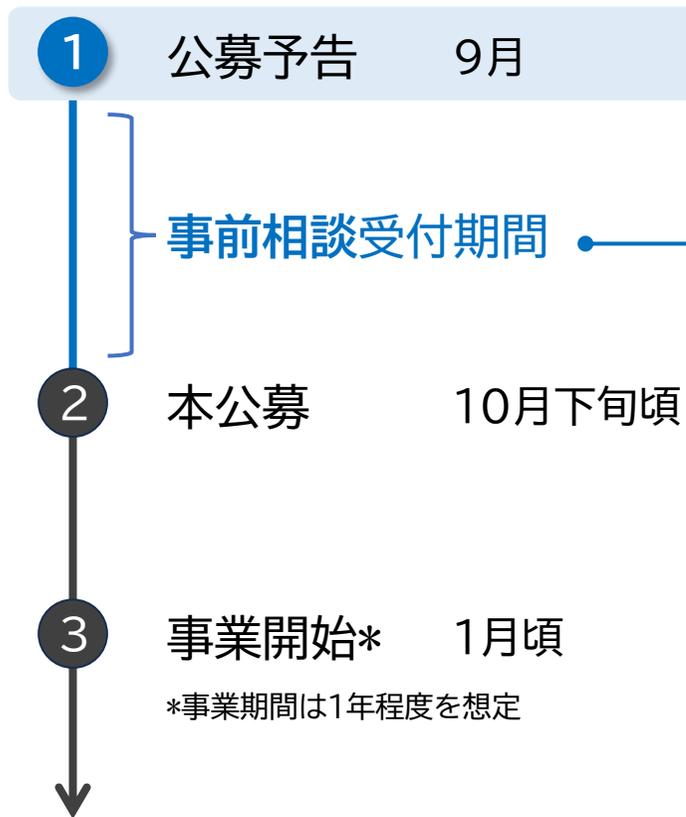
- PoPフェーズでは、次の①～③の要件を満たす事業を、補助の対象とする想定です。また、「GXリーグ参画企業に求める取組」と同様のGXに係る取組を実施する場合は、次の①～④の要件を満たす事業を、補助の対象とすることを検討しています。

No.	要件(案)
①	経済産業省所管の鉱工業技術(例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、航空宇宙等。ただし、原子力技術に係るものは除く。)であること。
②	具体的技術シーズがあつて、技術開発要素があることが想定されること。なお、技術開発要素が少ないものや、既存製品(購入品)を利用しただけのものについては対象外とする。
③	競争力強化のためのイノベーションを創出しうるものであること。なお、実証段階にあつても、技術開発要素があると認められるものについては、提案可能です。また、医薬品及び再生医療等製品に係る開発は原則として対象外とします。ただし、医薬品開発を加速する支援技術の開発や、医療機器、医療検査技術等、経済産業省所管の鉱工業技術に係る複合技術の開発は補助対象とします。
④	脱炭素成長型経済構造移行推進戦略を踏まえて、CO2の排出削減に向けた野心的な目標を掲げるなど世界規模でのカーボンニュートラルの実現及び日本の産業競争力の強化のためのイノベーションを創出しうるものを対象とし、そのうち、太陽光・風力・水素等の非化石エネルギーの開発及び利用の促進、次世代のリチウムイオン電池、非化石由来の原料に転換する革新素材、その他省エネルギー実現に資する半導体・革新素材・AIの開発等のエネルギー利用の高度化の促進、又は事業所等から排出されるCO2の排出の抑制に係る事業であること。また、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略にある「国による投資促進策の基本原則」に則したものであること

# 事前相談のご案内

- NEDOでは、本事業に関する個別相談を受付いたします。ご関心のある方はお問合せください。

## 今後の流れ(予定)



## 事前相談について

本事業に関するご質問・ご相談がありましたら、ぜひ個別にお話しさせていただきますと幸いです

### 1. 事業概要



- 事業趣旨や補助内容についてもっと詳細に知りたい

### 2. 応募要件



- 応募要件を満たすか確認したい

### 3. 応募内容



- 応募(提案)予定の企画内容について、本公募前に相談したい



【問い合わせ先】[chotatsu@nedo.go.jp](mailto:chotatsu@nedo.go.jp)